平成18年1月1日

改正 平成19年11月7日 平成20年6月1日 平成20年9月17日 平成21年4月8日 平成23年8月31日 平成30年3月3日

(趣旨)

第1条 この要領は、本市における入札及び契約の適正な履行等に資するため公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第7条及び第8条並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条から第7条までの規定に基づき、建設工事等(津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱(平成18年津市訓第3号)第1条に規定する津市建設工事等入札参加資格審査委員会の審査に付されたものに限る。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)並びに随意契約に係る情報を公表すること(以下「公表」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる事項等)

第2条 公表の対象となる事項及び公表の時期は、別表のとおりとする。

(公表した発注の見通しに関する事項についての見直し)

第3条 公表した発注の見通しに関する事項についての見直しは、毎年度7月1日、 10月1日及び1月4日を目途として実施するものとする。

(公表の方法等)

- 第4条 公表は、市長が別に指定する場所において、第2条に規定する公表の対象 となる事項を掲示し、又は閲覧に供することによりこれを行う。
- 2 前項に規定するもののほか、公表は、インターネットを利用して行うことができる。

(閲覧に供する時間)

第5条 公表の対象となる事項を閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5

時までとする。

(閲覧の中止等)

- 第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、市長は、公表の対象となる事項 を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、閲覧の中止を命 じ、又は当該閲覧を禁止することができる。
 - (1) 公表資料を汚損し、若しくは破損した場合又はこれらのおそれがある場合
 - (2) この要領又は係員の指示に従わない場合
 - (3) その他市長が必要があると認める場合

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行し、同日以後に競争入札又は見積書の 徴取を行う建設工事等について適用する。

附 則(平成19年11月7日)

この要領は、平成19年11月7日から施行し、改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に競争入札又は見積書の徴取を行う建設工事等について適用する。

附 則(平成20年6月1日)

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成20年9月17日)

この要領は、平成20年9月17日から施行する。

附 則(平成21年4月8日)

この要領は、平成21年4月8日から施行する。

附 則(平成23年8月31日)

この要領は、平成23年9月1日から施行し、改正後の別表の規定は、この要領 の施行の日以後に公告を行う建設工事等について適用する。

附 則(平成30年3月30日)

この要領は、平成30年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に指名又は公告を行う建設工事等について適用する。

別表(第2条関係)

加权 (为 2 永)		Λ + - = + +=
区分	公表の対象となる事項	公表の時期
1 発注の見		毎年度4月1日
通しに関す	(2) 建設工事等の入札及び契約の方法	(当該日におい
る事項	(3) 建設工事等の入札を行う時期(随意契約を行う	て当該年度の予
	場合にあっては、契約を締結する時期)	算が成立してい
		ない場合にあっ
		ては、予算の成
		立日)以後(見
		直しによる変更
		がある場合にあ
		っては、当該変
		更後)遅滞なく
2 競争入札	 (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当	毎年度6月1日
に関する事	(「) 成成すべれに参加する目に必要な負相及びヨー 該資格を有する者の名簿	以後(変更した
1 項	改負値で有する首の古海	場合にあって
块 		
		は、当該変更後)
		遅滞なく
	(2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当	毎年度6月1日
	該資格を有する者の名簿	以後(変更した
		場合にあって
		は、当該変更後)
		遅滞なく
	(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基	毎年度6月1日
	準	以後(変更した
		場合にあって
		は、当該変更後)
		遅滞なく
	(4) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に	
	定め、その資格を有する者により当該入札を行わせ	公告の日
	る場合における当該資格	
	(5) 一般競争入札に係る建設工事等の名称及び場所	一般競争入札の
		公告の日
	(6) 指名競争入札に係る建設工事等の名称及び場所	指名競争入札の
		指名の日
	(7) 一般競争入札の日時	一般競争入札の
		公告の日
	(8) 指名競争入札の日時	指名競争入札の
		指名の日
	(9) 一般競争入札を行った場合における当該入札に	入札の日の翌日
	参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの	
	者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は	
	名称及びその者を参加させなかった理由	
	(10) 指名競争入札を行う場合における指名した者の	指名競争入札の
	商号又は名称及びその者を指名した理由又は指名し	指名の日
	ない理由	
	(11) 指名競争入札における入札辞退者の商号又は名	入札の日の翌日
	10'	<u>l</u>

(12) 入札者の商号又は名称及び入札金額 (13) 落札者の商号又は名称及び落札金額	入札のの音に 日日の事場では ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののででできる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる
(14) 落札者に係る現場代理人及び技術者の氏名	認な入(札て者格でれ)の後場、入件事のはがのない。 の査に札参満とのではが要してが、 日審合落札をこ第のではがかける。 のではがができる。 のではがいる。 のでは、 のではがいる。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、
(15) 予定価格	認な指指般告指礼落の一公が入、場での一公が入い場所を表記の事のではあるの事のであるが、またのでは、これでは、ののでは、は、ののののののののののののののののののののののののののののの
(16) 最低制限価格(落札者がないときは除く。) (17) 最低の価格をもって申込みをした者を落札者と せず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをし た者を落札者とした場合におけるその者を落札者と した理由	合後開入(札て者格で、)ちの査に札が事のはが要場、入件を正直日審合落札をこれが件でである。というでは、一人の確に人がある。というでは、一人の補資し確
(18) 最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称	認な入(札て者格て認なれ)の後場、入件るれりの後場、入件るれ次の査に札参満と第の査に札参満と第の査にががったが遅いさくがある。

	(10) true o t c	+11 //- /
	(19) 契約の内容	契約締結の日及
	ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所	び変更契約の締
	イ 建設工事等の名称、場所、種別及び概要	結の日以後遅滞
	ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期	なく
	工 契約金額	
	オ 契約変更の理由(金額の変更を伴う契約の変更	
	に限る。)	
3 随意契約	(1) 見積書を徴した建設工事等の名称及び場所	見積書を徴した
に関する事		日の翌日(当該
項		見積書を省略す
		る場合にあって
		は、市長の指定
		する日。以下同
		じ。)
	(2) 見積書を徴した日時(当該見積書を徴した場合	見積書を徴した
	(2) 光順音を成りた古明 (当成光順音を成りた場合) に限る。)	日の翌日
	(3) 契約の相手方を選定した理由	日の豆口 見積書を徴した
	(3) 关制の伯子力を送足した珪田	日の翌日
	(4) 予定価格	契約締結の日
		(議会の議決に 付すべき契約に
		あっては、仮契
		約締結の日)
		以後遅滞なく
	(5) 契約の内容	契約締結の日及
	ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所	び変更契約の締
	イ 建設工事等の名称、場所、種別及び概要	結の日以後遅滞
	ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期	なく
	工 契約金額	
	オ 契約変更の理由(金額の変更を伴う契約の変更	
	に限る。)	
4 指名停止	(1) 指名停止基準	毎年度6月1日
に関する事		以後(変更した
項		場合にあって
		は、当該変更後)
		遅滞なく
	(2) 指名停止を受けた者の商号又は名称並びに指名	指名停止を行っ
	停止の期間及び理由	た日の翌日
		,CH 0 11

- 注1 発注の見通しに関する事項の項中、公表の対象とする建設工事等については、予定価格が250万円以上と見込まれる建設工事等に限る。
 - 2 競争入札に関する事項及び随意契約に関する事項の項中、契約の内容について公表の対象とする建設工事等については、予定価格が250万円以上と見込まれる建設工事等に限る。